

新たな景観基準の適用を開始しました

良好な景観を保全・創出し、愛着と誇りの持てるまちを次の世代へ

—屋外広告物等に関する基準の見直し—

屋外広告物や建築物の色彩やデザインは、歴史ある町並みや豊かな自然などの風景と一体となって、本市固有の美しい景観を形成する重要な要素です。

市では平成18年に「景観法」に基づいた高山市景観計画を策定し、景観形成の方針や屋外広告物の掲出等の基準を定め、良好な景観の保全・創出を図っています。特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域については「景観重点区域」として指定し、地域の特性に応じた詳細な景観基準を定めています。

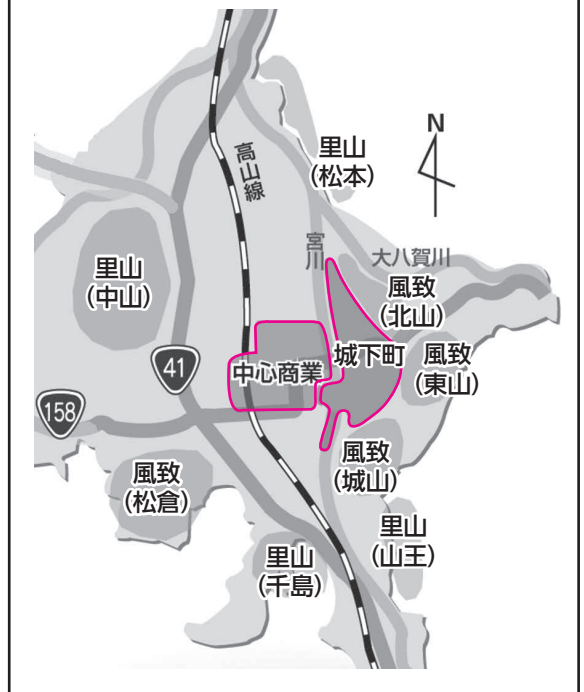
計画策定から10年が経過し、景観に対する関心が高まるなか、さらなる良好な景観の創出を目指すため、このたび、市街地における景観重点区域を中心に景観基準の見直しを行い、本年4月1日から新基準の適用を開始しました。

高山ならではの景観と、その美しい景観を背景とした伝統文化等を次の世代へ守り伝えるため、よりの確な景観基準の運用による景観まちづくりに、市民や事業者の皆さんとともに取り組んでいきます。

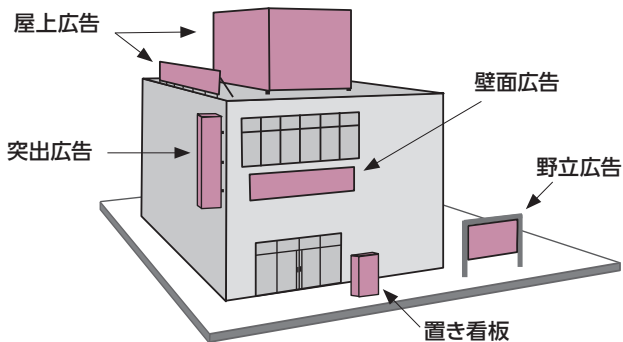
【景観基準の見直しの概要】

- ・広告物の種類に応じたサイズや個数の制限
- ・屋上広告が設置できない区域の拡大
- ・伝統的建造物群保存地区等に特化した広告物の掲出基準の設定
- ・色彩基準や特殊な広告物の掲出基準の明確化
- ・宮川沿い等に立地する建築物の色彩基準の強化

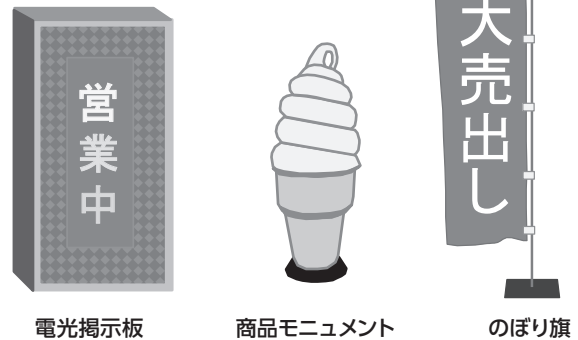
【市街地における景観重点区域の位置図】



【主な屋外広告物の種類】



(特殊な広告物)



■屋外広告物のサイズ等に関する新基準

種別	項目	城下町景観重点区域 風致地区景観重点区域	中心商業景観重点区域 里山景観重点区域
壁面広告	1壁面あたりの表示面積	合計5㎡以内	合計15㎡以内
	1壁面における表示率	10分の1以内	10分の2以内
	1壁面あたりの個数	2個まで	2個まで
突出広告	1壁面あたりの表示面積(片面)	合計3㎡以内	合計5㎡以内
	1壁面あたりの個数	2個まで	2個まで
野立広告	一方向あたりの表示面積(片面)	合計5㎡以内	合計15㎡以内
置き看板	1個あたりの表示面積(片面)	0.5㎡以内	1㎡以内
屋上広告	—	設置禁止	設置禁止

※伝統的建造物群保存地区および高山駅周辺地区においては、別途基準を定めています。

※1つの事業所等で合計10㎡を超える屋外広告物を掲出する場合は、事前に市への許可申請が必要となります。